

# よくあるお問い合わせ

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税 減免 Q&A

### 【目次】

- 質問 1 減免の申請はいつから受け付けていますか？
- 質問 2 減免申請書はどこで入手できますか？
- 質問 3 申請は原則郵送ですが、窓口での受付は行わないのですか？
- 質問 4 申請に必要な書類がわかりません。何の書類が必要ですか？
- 質問 5 減免決定の可否はいつ頃わかりますか？
- 質問 6 いつの分から減免の対象になりますか？
- 質問 7 減免の申請をしたが、決定通知が来ていない間、国民健康保険税を支払う必要がありますか？
- 質問 8 世帯主以外の収入が減少しただけでは減免の対象とならないのですか？
- 質問 9 減少が見込まれる収入の種類について、すべての収入の種類が対象ですか？
- 質問 10 前年の所得が未申告である場合の取扱いはどうなりますか？
- 質問 11 前年について売上収入はあるが、控除分を差し引いて所得がマイナスになる場合の取扱いはどうなりますか？
- 質問 12 令和4年中の収入を見込みで申請するが、結果的に収入の減少が10分の3に満たなかった場合、減免の決定は取り消されますか？
- 質問 13 具体的な減免金額を知りたいのですが、どうすればいいですか？
- 質問 14 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか？
- 質問 15 年度途中で新しく加入者が増えた場合、減免はどうなりますか？
- 質問 16 非自発的失業者に該当している場合、どのような取扱いになりますか？
- 質問 17 国民健康保険税の滞納がありますが、減免の対象となりますか？
- 質問 18 添付書類がない場合の取扱いはどうなりますか？

質問1 減免の申請はいつから受け付けていますか？

令和4年7月13日から受付を開始します。減免の決定がされていない税金につきましては、納税義務が発生しておりますので、該当になるかたはやむを得ない事情を除きできるだけ速やかに申請していただきますようお願いいたします。

※やむを得ない事情とは、長期の入院や新型コロナウイルス感染症に罹患した等で申請が行えない状態のことです。

質問2 減免申請書はどこで入手できますか？

次の3通りの方法があります。いずれの場合も申請は郵送をお願いいたします。

- ・市ホームページからダウンロードできます。
- ・電話でお問い合わせいただき申請書類一式を郵送します。
- ・深谷市役所、各総合支所窓口申請書類一式を配布しています。

質問3 申請は原則郵送ですが、窓口での受付は行わないのですか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請による人の密集を避けるため、原則郵送の方法をとることとしております。しかしながら、やむを得ず窓口での申請が希望の場合は受付は可能です。

質問4 申請に必要な書類がわかりません。何の書類が必要ですか？

申請事由や個々の状況等により必要な書類が異なります。フローチャートを参考に、ご自身の申請に必要な書類を添付してください。申請内容に不備があった際は、市から連絡の上、改めて必要書類の添付をお願いする場合があります。

質問5 減免決定の可否はいつ頃わかりますか？

申請からおおむね2か月程度で決定の可否について通知します。

質問6 減免の対象の保険税はいつの分になりますか？

減免の対象保険税は、次のとおりです。

- ・令和4年度分 : 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの
  - ・令和3年度分 : 令和3年度末に資格を取得した等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するもの
- ※ただし、被保険者の失念等により資格取得の届け出が相当期間なされなかった場合等、被保険者の責めに帰する事由がある場合は対象にならない場合がございます。

質問7 減免の申請をしたが、決定通知が来ていない間、国民健康保険税を支払う必要がありますか？

減免が決定するまでに納期が到来する国民健康保険税については、納期限までに納付いただく必要があります。その後、減免が決定し、納付額よりも減免額が大きい場合は、還付金として返金いたします。

納期限までに納付が困難な場合については、随時納税相談を行っておりますので、収税課へご相談ください。

質問8 世帯主以外の収入が減少しただけでは減免の対象とならないのですか？

今回の減免については、あくまでも世帯主の収入が減少することが要件となっております。世帯主以外の収入が減少しただけでは、減免の対象となりません。

質問 9 減少が見込まれる収入の種類について、すべての収入の種類が対象ですか？

世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のみが対象となります。

※株式や配当などの一時所得や利子所得等は対象となりません。

質問 10 前年の所得が未申告である場合の取扱いはどうなりますか？

前年の所得が未申告であるかたについては、要件の適否が判断できかねますので、減免の対象とはなりません。まず、減免申請をする前に所得の申告をする必要があります。

質問 11 前年について売上収入はあるが、控除分を差し引いて所得がマイナスになる場合の取扱いはどうなりますか？

世帯主の前年の合計所得がゼロもしくはマイナスの方については、減免すべき税額が計算式に当てはめるとゼロ以下となるため、減免の対象外となります。

質問 12 令和4年中の収入を見込みで申請するが、結果的に収入の減少が10分の3に満たなかった場合、減免の決定は取り消されますか？

申請時点において、収入の減少が10分の3以上見込まれるのであったならば、結果的に10分の3を下回ってしまった場合でも減免決定については取り消すことはありません。

質問 13 具体的な減免金額を知りたいのですが、どうすればいいですか？

お電話や窓口等での試算は行っておりません。減免の可否については、申請からおおむね2か月程度で通知させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

質問 1 4 年度途中で転出した場合、減免はどうなりますか？

- ・世帯全員で市外に転出された場合は、新しく転入した市区町村でご相談ください。
- ・世帯主が転出された場合は、新たに新しい世帯主へ納税義務が発生するため、新しい世帯主が減免の要件に該当する場合には、改めて申請が必要となります。
- ・世帯員が転出された場合は、特に手続きの必要はありませんが、減免対象税額が変更になる場合は、減免額についても再決定させていただきます。

質問 1 5 年度途中で新しく加入者が増えた場合など、減免はどうなりますか？

子どもの誕生や同じ世帯のかたが会社を退職されたなど、世帯の国民健康保険の被保険者が増えた場合でも、決定された減免額に変更はありません。しかし、新たな加入者の分の国民健康保険税が課税されますので、再度減免の申請をして頂くことで、新たな加入者の分の国民健康保険税についても、減免の対象とすることができます。(※減免額を決定する際の計算式に新たな加入者の分の所得も含まれることから、減免額が減額する場合もございます。)

同じ世帯の中に転入し、その転入者が世帯主となる場合や、同じ世帯の中で世帯主変更を行う場合は、納税義務者が変更となりますので、改めて減免の申請が必要となります。

質問 1 6 非自発的失業者に該当している場合、どのような取扱いになりますか？

非自発的失業者に該当し、現行の保険税軽減制度の対象となるかたは、現行通り前年の給与所得を3割としてみなし当該保険税の軽減を行います。そのため、今回の措置による保険税の減免は行いません。これは、全額減免は受けられないものの、雇用保険による失業給付で保障されている部分があるためです。

ただし、非自発的失業者の給与減少のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響によりその他の事業収入等の減少が見込まれる場合には、減免の対象となります。

(※計算式が異なります。)

質問 17 国民健康保険税の滞納がありますが、減免の対象となりますか？

滞納の有無については、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の要件にはありません。そのため、仮に滞納があったとしても、減免の対象となります。

しかしながら、今までに滞納があり、支払いが困難な場合は、随時納税相談を行っておりますので、収税課までお早めにご相談ください。

質問 18 添付書類がない場合の取扱いはどうなりますか？

世帯主の診療状況及び収入状況申告書および収入申告書のご提出をお願いいたします。なお、添付書類等の不備があった際は、市から連絡の上、改めて内容を確認させていただく場合があります。



【問い合わせ先】

<減免について> 保険年金課 国保税係  
<納付について> 収税課  
(電話) 048-571-1211 (代表)